

すみだ保健子育て総合センター駐車場条例（案）概要

1 目的

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、同センターを利用する者等の利便に資するため、すみだ保健子育て総合センター駐車場を公の施設として設置する。

2 位置

墨田区横川五丁目7番

3 駐車場の使用時間及び使用料

(1) 使用時間

午前0時から午後12時まで（24時間）

※ 自動車の入場を制限する時間は、墨田区規則で定める。

※ 駐車日数は、7日間を限度とする。

(2) 使用料

番号	区 分	使用料（1台につき）
1	午前8時から午後8時まで（3及び4に該当する場合を除く。）	30分までごとに300円
2	午後8時から午前8時まで（3及び4に該当する場合を除く。）	60分までごとに100円
3	午前8時にまたがる60分	100円
4	午後8時にまたがる30分	300円

※ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、1,400円を上限とする。

※ すみだ保健子育て総合センターを使用する者については、当該使用に係る時間に相当する使用料を無料とする。

4 施行期日

墨田区規則で定める日

5 参考

駐車台数は、25台（庁有車専用駐車スペース3台分を含む。）とする。